



令和 7 年 5 月 8 日

健康福祉部健康福祉政策課（保健所業務改善）

043-223-2609

健康福祉部疾病対策課（センター設置・運営）

043-223-2574

千葉県難病助成事務センターについて

県では、保健所の業務を効率化し、機能強化を図るため、特に業務量が多い「指定難病医療費助成業務」及び「小児慢性特定疾病医療費助成業務」を集約して行う「千葉県難病助成事務センター」を新たに設置しました。

これに伴い、一部地域にお住まいの方の申請書類の提出先やお問い合わせ先が保健所から当センターに変更となります。

1 対象業務及び業務内容

指定難病医療費助成 及び 小児慢性特定疾病医療費助成に係る次の業務

- (1) 各種申請書類の受付
- (2) 受給者証の交付
- (3) 制度に関するお問い合わせ対応 等

※療養に関する相談については、引き続き各保健所で対応します。

2 令和 7 年度の対象地域

- (1) 習志野保健所管内

習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市

- (2) 印旛保健所（成田支所含む）管内

佐倉市、成田市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、酒々井町、栄町

※他の保健所の管轄地域については今年度の状況を踏まえ、令和 8 年度以降の実施に向けて調整を進めてまいります。詳細は追って御案内します。

3 申請書類送付先

申請書類の提出は、郵送とします。

〒260-8690

千葉中央郵便局 私書箱第 7 号 千葉県難病助成事務センター 宛

※なお、当センターでの受付開始は、**令和 7 年 6 月 1 日**からとなります。
それ以前の提出は、従来どおり管轄の保健所へ送付してください。

4 お問い合わせ先

- (1) 電話番号 **043-307-1765**

- (2) 受付時間 平日 **9 時～17 時**（土日祝日、年末年始を除く）